

昭和 62 年 12 月 1 日住指発第 419 号

『トレーラーハウスに関する建築基準法の取扱いについて』

昭和 62 年 12 月 1 日

建設省住宅局建築指導課長から浦和市都市計画部長宛

(照会)

現在、当市内においてトレーラーハウス（以下当該物件という。）を建築する工事が別記のとおり行われておりますが、建築主兼施工者は、当該物件は建築基準法にいう建築物でないとして、建築確認の手続きを行わず同法第 9 条に基づく命令にも従っておりません。

小職といたしましては、客貨車を利用した建築物の取扱い例や、岸に保留された船体を利用した建築物の取扱い例をふまえ、次の理由から、当該物件は建築物に該当すると思料いたしますが、貴職のご見解をお伺いいたします。

(理由)

- 一 当該物件は、台車状のものが 9 台並列されたものの上に建築されているが、駆動装置を有せず、各台車の前部が鉄柱状のもの及び木柱状のもので、支持されていることから、随時かつ任意に移動することができないため、土地に定着する工作物に該当する。
- 二 屋根及び柱を有している。
- 三 建築物としての用途（ビリヤード、住宅及び事務所）に供することが予定されており、長期間存置されることが見込まれる。

(回答)

貴見のとおりである。